

第16章 人と自然との触れ合い活動の場

16-1 概説

1 身近な緑

(1) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境庁長官が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

現在、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定している。

経済社会の進展に伴う各種開発により、良好な自然が破壊されつつある近年においては、自然公園は、自然とのふれあいの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

(2) 都市公園等

都市公園は都市に緑と潤いを与え、住民がゆとりとやすらぎを得ることができる大切な都市基盤施設であり、最近では都市環境の改善や大地震などの災害対策施設としての役割も重視されている。

本県における都市公園は、街区公園・近隣公園・地区公園といった歩いていける範囲の公園から、総合公園・運動公園などの市町村単位、さらには大規模公園など市町村の区域を越えてつくられる大きな公園まで、現在449箇所、1,314haが開設されている。これを都市計画区域に住んでいる人口一人当たりの面積に換算すると、10.1㎡となっており、全国平均を上回っている。

一方、名木や巨樹・巨木林は、地域住民の誇りであり、信仰の対象や自然保護のシンボルともなっており、精神的な支柱としての価値を持っている。また、街路樹、民家の生け垣、屋敷林等は、都市公園だけでは十分とは言えない緑の量を補い、さらに美しい街並みやゆとりある住空間を作り出す機能を有している。これらの身近に触れ合える樹木や緑を損なうことのないよう保全に努める必要がある。

2 身近な水辺

散策や魚釣り等が楽しめる身近な河川として銅山川、国領川、重信川等があり、景観の優れた水辺として面河溪、滑床溪谷、金砂湖等がある。また、本県最大の河川である肱川は、「肱川あらし」と呼ばれる特異な自然現象の発生する川として知られている。

肱川は、肱川県立自然公園として、鹿野川湖を中心とした自然景観により、また、金砂湖は金砂湖県立自然公園として、周辺の自然景観や富郷溪谷の自然景観により県民に親しまれている。その他優れた自然景観により県民に親しまれている水環境として、峡谷・溪谷では別子ラインや止呂峡等29件、滝では天の滝や榎木滝等50件、湖沼では赤蔵ヶ池等4件がある。

環境省の認定を受けた名水百選として、本県には西条市の「うちぬき」、松山市の

「杖の渚」及び宇和町の「観音水」がある。

3 身近な海浜

本県の海岸線 1,625kmのうち、49%は自然海岸、31%は海岸の埋立てや護岸工事等の人工海岸、残り20%は護岸がありながらなぎさ線に接する海岸が自然状態の半自然海岸である。

東予地方には、自然海岸は少ないが、砂浜の残っている自然海岸の代表的なところとして、今治市の石風呂、志島ヶ原、唐子浜などがある。中予地方では、干潟がわずかに見られる所として梅津寺、興居島の船越と鷺ヶ巣、重信川河口があり、また、干潟を伴わないが、代表的な砂浜として伊予市新川と森海岸があり、海浜植物もまだ多く残っている。

佐田崎半島には、全体として自然がよく残されており、リアス海岸美、海食崖、海食洞等の景観の美しさで知られている。南予地方で干潟がよく発達しているところとして御荘町の僧都川河口、津島町の岩松川河口があり、砂礫浜の残っているところとして西海町鹿島、内海村の須の川、三瓶町の周木付近などがある。また、西海町の鹿島及び横島周辺は、足摺宇和海国立公園の中の宇和海海中公園地区に指定されており、石サンゴ類が群立し、熱帯魚も豊富で、多くの観光客が訪れている。西海町鹿島は、平成13年に環境省から「日本の水浴場88選」として、選定されている。

4 自然環境保全地域等

(1) 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生動物の生息地等で一定の広がりをもった地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを享受し、次世代にこれを継承できるようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全体法に基づいて環境庁長官が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

(2) 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、現在自然海浜保全地区として23地区を指定している。その分布状況は、宇和海を取り囲む形で11箇所、伊予灘に面して4箇所、大三島に5箇所、岩城村の津波島に1箇所、燧灘に面して2箇所となっている。

(3) 鳥獣保護区

県下では、平成12年3月末現在、59箇所（うち国設1）が指定されており、そのうち12箇所は特別保護地区（うち国設1）に指定されている。